

# 要確認

1/2

令和4年2月28日

薬局開設者・管理者 各位

一般社団法人岐阜県薬剤師会  
会長 日比野 靖

## 薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について (3月配送分からの配送料等の変更)

平素より本会事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年3月分より「0410 対応」「CoV 自宅」「CoV 宿泊」への支援対象が大きく変更となりましたので配送料の取扱いについてご注意くださいとさせていただきますようご案内いたします。

主なポイントは、「0410 対応」は支援対象外(報告は必要)、「CoV 自宅」「CoV 宿泊」の配送は実費、配達は交通費実費に対する支援となりました。

「CoV 自宅」「CoV 宿泊」の配送料はこれまでとおり、**薬局従事者の配達**は、**薬剤師が配達の場合、支援対象外\*1**、**薬剤師以外の場合**は「**交通費実費**」\*2となります。

本会ホームページの「**薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点**」を必ずご確認いただき、お手続きください。よろしくお願いたします。

記

### 令和4年3月分からの「薬局における薬剤交付支援事業」

#### ■請求額 (県薬への請求額が変更となりました)

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「**県薬への請求額**」のとおりです。「0410 対応」は支援対象外となりますが報告は必要です

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	薬剤師：対象外*1 薬剤師以外：交通費実費*2	0円
	配送業者	配送料実費	
自宅および宿泊療養施設の患者について複数人分を同時に届けた場合であっても1件とし、実費を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、エクセルファイルに全件を記載した上で、代表する1件のみ請求(○を記入)し、それ以外は○をしない(空欄のまま)こと。			
0410 対応	薬局の従事者	支援対象外	全額
	配送業者		
支援事業の対象とならない0410 対応も含めて、0410 事務連絡に基づく電話等服薬指導等(0410 対応、CoV 宿泊、CoV 自宅)の実施実績を薬局から都道府県薬剤師会に報告(月ごと)			

#### 【※1】

薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合、以下の点数(500点/200点)が算定できることから、新たに実施される事業においては支援の対象外

#### 【※2】

根拠資料を示すことができないもの(例：徒歩・自転車・車等で従事者が届けた場合等)は補助対象として想定されていない。

#### ■県薬への報告様式 ※以下の3点を翌月10日までに報告

①実施状況一覧エクセルファイル (■2月分までのエクセルファイルは使用不可)

※必ず新たなエクセルファイル「corona-Excel20220228」をダウンロードしてご利用ください。

②薬剤交付支援事業請求様式(別紙) ※ワードファイルをダウンロードしてご利用ください

③薬局において配送費の請求の根拠となる資料の写し(各自で準備)

■**県薬への報告フォーム**※上記「エクセルファイル」と「薬剤交付支援事業請求様式」の提出  
実施状況は、毎月10日までに前月分をインターネットより県薬へ報告

※今回より、以下の3つの報告が必要となります

①実施状況一覧エクセルファイル（■2月分までのエクセルファイルは使用不可）

②薬剤交付支援事業請求様式（別紙）

※上記①②のファイル名は10桁の保険薬局コードに変更(例:2140000000)

③薬局において配送費の請求の根拠となる資料の写し

※極力データ化してフォームよりご報告ください

※根拠となる資料の写しに限り F A X（専用用紙）での報告可能

(FAX 058-240-0500)

<https://ws.formzu.net/dist/S51724595/>



#### ■実施期間

令和5年2月末日分まで

(実施期間中の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了)

#### ■薬局における請求・報告の手続き

薬局においては、本事業に請求する配送費及び0410事務連絡に基づく電話等服薬指導の実施状況について、①**実施状況一覧エクセルファイル**を都道府県薬剤師会に提出すること。

また、薬局において配送費の請求の根拠となる資料を保存し、その写しと②**薬剤交付支援事業請求様式（別紙）**を都道府県薬剤師会に提出すること。

#### 【根拠となる資料の例】

・送料・交通費の金額がわかるもの

(配送業者等の伝票控え、請求書、領収書等、公共交通機関の領収書等)

#### 【確認】

請求にあたっては、請求の根拠となる資料（領収書、配送業者からの請求書等）の写しの提出が必要となる。

根拠資料を示すことができないもの（例：徒歩・自転車・車等で従事者が届けた場合等）は補助対象として想定されていない。

なお、薬剤師が患者宅等に薬剤を届けた場合は、所定の保険点数が算定できることから、補助の対象外。